

長崎県公安委員会規則第19号

被留置者の不服申立てに関する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

長崎県公安委員会委員長 松藤 悟

被留置者の不服申立てに関する規則

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 再審査の申請（第5条―第18条）

第3章 事実の申告（第19条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第230条第1項に基づく被留置者の長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する不服申立ての再審査の申請及び第232条第1項に基づく被留置者の公安委員会に対する事実の申告に関する必要な事項を定めるものとする。

（書面の提出）

第2条 法及びこの規則の規定による公安委員会への書面の提出は、長崎県警察本部に行うものとする。

（公安委員会の補佐）

第3条 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）は、法の規定により公安委員会が行う審理に関する事務を、長崎県警察本部警務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）に補佐させるものとする。

（受付等）

第4条 再審査の申請を行う書面（以下「再審査申請書」という。）及び事実の申告を行う書面（以下「事実の申告書」という。）は、長崎県警察本部警務部留置管理課において受け付けるものとする。

2 前項の規定により再審査申請書又は事実の申告書の受付をしたときは、再審査申請書受付表（別記様式第1号）又は事実の申告書受付表（別記様式第2号）により、速やかに公安委員会に報告するとともに、再審査申請書受付簿（別記様式第3号）又は事実の申告書受付簿（別記様式第4号）に必要事項を記録の上、保管するものとする。

3 公安委員会は、法第230条第3項又は法第232条第3項において準用する法第160条に規定する調査を留置管理課長に命じ、申請人、申告人その他の関係者に対し質問をさせ、又は物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、又は検証を行わせることができる。

第2章 再審査の申請

（再審査申請書の用紙の交付）

第5条 留置業務管理者（法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）は、被留置者が法第230条第1項に規定する再審査の申請をすることを希望する場合には、当該被留置者に対し、再審査申請書（別記様式第5号）の用紙を交

付するものとする。

（再審査申請書の作成）

第6条 留置業務管理者は、再審査申請書を自書することができない者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官（法第16条第2項に規定する留置担当官をいう。以下同じ）に代書させるものとする。

2 留置業務管理者は、被留置者が2人以上共同して、又は他の者に代わって再審査申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。

3 留置業務管理者は、再審査の申請をすることを希望する被留置者が再審査申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官立会いのもと、当該被留置者に封筒に再審査請求書を入れさせ、封緘を行わせた後に留置担当官に提出させるものとする。

4 留置業務管理者は、被留置者が作成中の再審査申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官立会いのもと、当該被留置者に封筒に再審査申請書を入れさせ、封緘を行わせるものとする。

（申請期間）

第7条 法第230条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。）第14条第4項の規定により再審査の申請の期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に留置施設において再審査申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（申請等の補正命令）

第8条 法第230条第3項において準用する審査法第21条の規定により再審査の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、再審査申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に対して補正命令書（別記様式第6号）により補正を命じるものとする。

（留置業務管理者に対する報告、資料等の提出命令）

第9条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定による留置業務管理者に対する報告を命じる場合は、口頭又は報告書等の適宜な方法によるものとし、資料その他の物件（以下「資料等」という。）の提出を命じる場合は、資料等提出命令書（別記様式第7号）によるものとする。

2 前項の規定により資料等の提出を受けたときは、留置業務管理者に対して預かり証（別記様式第8号）を交付しなければならない。

3 公安委員会は、資料等保管簿（別記様式第9号）を備え付け、資料等を保管した場合は、必要な事項を記載しておかなければならない。

4 公安委員会は、資料等を返還するときは、預かり証と引換えに返還するものとする。

（申請人その他の関係者に対する質問）

第10条 公安委員会は、申請人その他の関係者に対し質問した場合は、その陳述内容を陳述録取書（別記様式第10号）に録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、署名、押印又は指印させなければならない。

（申請人その他の関係者からの物件の提出等）

第11条 公安委員会は、申請人その他の関係者に対し物件の提出を求めるときは、物件提出依頼書（別記様式第11号）により依頼するものとする。

2 公安委員会は、これらの者が提出した物件を留め置かせるときは留め置き証（別

記様式第12号)を交付しなければならない。

- 3 公安委員会は、物件留め置き簿(別記様式第13号)を備え付け、物件を留め置きした場合は、必要な事項を記載しておかなければならない。
- 4 公安委員会は、物件を返還するときは、留め置き証と引換えに返還するものとする。

(検証)

第12条 公安委員会は、法第160条第2項の調査に係る検証を行ったときは、次に掲げる事項を記載した検証調書(別記様式第14号)を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
 - (2) 検証の日時及び場所
 - (3) 立会人の氏名及び住所
 - (4) 検証の結果
- (再審査の申請に関する調査の専決)

第13条 法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定による再審査の申請に係る調査に関する公安委員会の権限に属する事項のうち、次に掲げる事項については、本部長に専決させることができる。

- (1) 第8条に規定する補正命令に関すること。
 - (2) 第9条に規定する留置業務管理者に対する報告又は資料等の提出命令に関すること。
 - (3) 第10条に規定する申請人その他の関係者に対する質問に関すること。
 - (4) 第11条に規定する申請人その他の関係者からの物件の提出等に関すること。
 - (5) 第12条に規定する検証に関すること。
- 2 本部長は、前項に掲げる事項を留置管理課長に専決させることができる。ただし、特に重要と認められる事項についてはこの限りでない。

(執行停止の通知)

第14条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第34条第2項の規定により、再審査の申請に係る処分について執行停止したとき、又は執行停止をしないことを決定したときは、当該申請人に対し執行停止通知書(別記様式第15号)により通知するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の執行停止通知書をファクシミリ装置その他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信して差し支えないものとする。

(執行停止の取消しの通知)

第15条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第35条の規定により、再審査の申請に係る処分についての執行停止を取り消したときは、当該申請人に対し執行停止取消書(別記様式第16号)により通知するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の執行停止通知書を、前条第2項に規定する方法で送信して差し支えないものとする。

(裁決)

第16条 法第230条第3項において準用する審査法第40条の規定による裁決は、裁決書(別記様式第17号)により行うものとする。

(裁決書の謄本の送付)

第17条 公安委員会は、申請人が本部長が設置している留置施設と異なる留置施設に留置されている場合には、裁決書の謄本を当該留置施設の留置業務管理者にも送付するものとする。

- 2 留置業務管理者は、法第230条第3項において準用する審査法第42条第2項の規定により裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付できないときは、公安委員会に返送するものとする。

(再審査の申請の取下げ)

第18条 留置業務管理者は、申請人が再審査の申請を取り下げを希望する場合は、その者に対し、再審査申請取下書（別記様式第18号）の用紙を交付するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の再審査請求の取下げがあったときは、速やかに第9条の規定により提出された証拠書類等及び第11条の規定により提出された物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。
- 3 留置業務管理者は、再審査申請取下書を自書することができない者から代書の申出があった場合には、留置担当官に代書させるものとする。
- 4 公安委員会は、再審査申請取下書を受理したときは、再審査の処理を終結させるものとする。

第3章 事実の申告

(事実の申告書の用紙の交付及び作成)

第19条 第5条から第6条までの規定は、事実の申告書の用紙の交付及び作成について準用する。この場合において、「法第230条第1項」とあるのは「法第232条第1項」と、「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、「再審査申請書（別記様式第5号）」とあるのは「事実の申告書（別記様式第19号）」と読み替えるものとする。

(申告期間)

第20条 第7条の規定は、事実の申告の期間について準用する。この場合において、「法第230条第2項」とあるのは「法第232条第2項」と、「再審査の申請の期間」とあるのは「事実の申告の期間」と、「申請書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

(補正命令、報告、資料等の提出命令、申告人に対する質問及び検証に関する規定の準用)

第21条 第8条から第12条までの規定は、事実の申告についての補正命令、報告、資料等の提出命令、申告人に対する質問及び検証について準用する。この場合において、「法第230条第3項」とあるのは「法第232条第3項」と、「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、「申請人」とあるのは「申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告に関する調査の専決)

第22条 第13条の規定は、事実の申告に関する調査の専決について準用する。この場合において、「法第230条第3項」とあるのは「法第232条第3項」と「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と読み替えるものとする。

(確認の結果の通知)

第23条 公安委員会は、法第232条第3項において準用する法第164条第1項に規定する事実の有無について確認したときは、その結果を申告に係る留置業務管理者に通知書（別記様式第20号）により通知するものとする。

2 留置業務管理者は、通知書が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に通知書を交付できないときは、申告先である公安委員会に返送するものとする。

（申告の取下げ）

第24条 第18条の規定は、申告の取下げについて準用する。この場合において、「申請人」とあるのは「申告人」と、「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、「再審査申請取下書（別記様式第18号）」とあるのは「事実の申告取下書（別記様式第21号）」と、「再審査」とあるのは「事実確認」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

再 審 査 申 請 書 受 付 表

		受付番号	
受 付	年 月 日 時 分 取扱者		
送 達 方 法	☐ 郵便（簡易書留） ☐ 一般（特定）信書便 ☐ その他（ ）		
再 審 査 の 申請人の住所 氏名等	住所 氏名又は名称 年齢 歳 電話番号		
再 審 査 の 申請書に記載 されている内 容 の 確 認	1 再審査の申請ができる者か（審査の申請の裁決に不服のある者か） ☐ 申請できる者 ☐ 申請できない者 2 再審査の申請人が自らしたものか。又は自書することができない 者で代書の申出があった者か ☐ 本人 ☐ 代書 3 記載事項は、法第230条第3項で読み替える行政不服審査法第15条 第1項第1号から第6号まですべてが記載されているか ☐ 全部 ☐ 一部 4 再審査の申請人が法人等の場合、代表者又は管理人の氏名及び住 所が記載されているか ☐ 法人等の場合（ ☐ 有 ☐ 無） ☐ 法人等でない 5 再審査の申請人の押印又は指印があるか ☐ 有 ☐ 無 6 審査の申請についての裁決の告知があった日の翌日から起算して 30日以内の申請か（やむを得ない理由があるときは、その理由がや んだ日の翌日から起算して1週間以内の限ることと郵便等の送付に 要した日数は算入しないことに注意） ☐ 期間内 ☐ 期間経過		
報告年月日	公安委員会	年 月 日	
備 考			

注1) ☐には、該当するところに☑ とチェックを入れること。

注2) 法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律」をいう。

別記様式第2号（第4条関係）

事 実 の 申 告 書 受 付 表

		受付番号	
受 付	年 月 日 時 分		
	取扱者		
送 達 方 法	☐ 郵便（簡易書留） ☐ 一般（特定）信書便 ☐ その他（ ）		
申 告 人 の 氏 名 等	氏名		
	年齢 歳		
	留置施設の置かれる警察本部又は警察署の名称		
事実の申告書 に記載されて いる内容 の 確 認	1 事実の申告ができる者か（通知の内容に不服のある者か） ☐ 申告できる者 ☐ 申告できない者 2 申告人が自らしたものか。又は自書することができない者で代書 の申出があった者か ☐ 本人 ☐ 代書 3 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令第15条に 規定する記載事項が全部記載されているか ☐ 全部 ☐ 一部 4 事実の申告の通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内の申 告か（やむを得ない理由があるときはその理由がやんだ日の翌日か ら起算して一週間以内に限ることと郵便等の送付に要した日数は算 入しないことに注意） ☐ 期間内 ☐ 期間経過		
報告年月日	公安委員会	年 月 日	
備 考			

注1) ☐には、該当するところに☑ とチェックを入れること。
注2) 法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律」をいう。

要 旨 等	1 事実の申告の通知があった日 年 月 日	
	2 要旨	
処理方針等		
調査担当課長		
処理状況等		
処 理 結 果	通 知 内 容	
	通 知 年 月 日	
備 考		

別記様式第3号（第4条関係）

再審査申請書受付簿

[illegible]

別記様式第4号（第4条関係）

事実の申告書受付簿

[illegible]

再 審 査 申 請 書

年 月 日 長崎県公安委員会 殿 住所又は留置中の留置施設が置かれる警察署名 氏名印 年齢 歳 私は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項に基づいて、次のとおり再審査の申請をします。	
再審査の申請に係る留置業務管理者の措置	
審査の申請についての裁決の告知があった日	年 月 日
再審査の申請の趣旨及び理由	
留置業務管理者の教示の有無及びその内容	

長公委（留）第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

長崎県公安委員会 印

補 正 命 令 書

あなたの { 再審査申請書 } は、次の事項について不適法ですから
 { 事実の申告書 }

年 月 日までに、補正のうえ提出してください。

なお、正当な理由がなく期日までに提出されないときは不適法なものとし

て { 再審査の申請 } を却下します。
 { 事実の申告 }

1

2

長公委（留）第 号
年 月 日

留置業務管理者
警察署長 殿

長崎県公安委員会 印

資 料 等 提 出 命 令 書

再審査の申請人（申告人） に係る

{再審査の申請}
{事実の申告} の調査に必要なので、次のことを命じます。

- 1 資料等の提出理由
- 2 提出を求める資料等の名称及び数量
- 3 提出期限
- 4 提出先

別記様式第 8 号（第 9 条、第 21 条関係）

長公委（留）第 号
年 月 日

留置業務管理者
警察署長 殿

長崎県公安委員会 印

預 か り 証

再審査の申請（事実の申告）の調査のため次のものを預かりました。

- 1 再審査の申請人の住所、氏名（事実の申告の場合は、氏名のみ）

- 2 預かった日
年 月 日

- 3 預かった資料その他の物件の品名及び数量

担当者

電話

※ この預かり証と引換えに上記資料その他の物件を返還します。

別記様式第9号（第9条関係）

資料等保管簿

[illegible]

陳 述 録 取 書

陳述人
住所
氏名

年 月 日生（ 歳）

上記の者は、 年 月 日 において、
本職に対し、次のとおり陳述した。

1

2

3

4

5

6

7

陳述人 ⑩

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。
前同日

所属
階級
氏名 ⑩

長公委（留）第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

長崎県公安委員会 印

物 件 提 出 依 頼 書

再審査の申請（事実の申告）の調査のため、必要がありますので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第 条第3項において準用する同法第160条第2項の規定により物件の提出をお願いします。

- 1 再審査の申請（事実の申告）の要旨
- 2 再審査の申請人の住所、氏名（事実の申告の場合は、氏名のみ）
- 3 提出を求める品名及び数量
- 4 提出を求める理由
- 5 提出期限
年 月 日
- 6 提出場所

担当者

電話

長公委（留）第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

長崎県公安委員会 印

留 め 置 き 証

再審査の申請（事実の申告）の調査のため次のものを留め置きました。

1 再審査の申請人の住所、氏名（事実の申告の場合は、氏名のみ）

2 留め置いた日

年 月 日

3 留め置いた物件の品名及び数量

4 権利放棄の有無

担当者

電話

※ この留め置き証と引換えに上記物件を返還することになりますから、大切に保管して下さい。

別記様式第13号（第11条関係）
物 件 留 め 置 き 簿

物 件 留 め 置 き 簿

[illegible]

検 証 調 書

長崎県公安委員会に対する再審査の申請（事実の申告）について行った
検証の結果は、次のとおりです。

年 月 日

所 属
階 級
氏 名

印

- 1 件 名

- 2 再審査の申請人の住所、氏名（事実の申告の場合は、氏名のみ）

- 3 検証の日時及び場所

- 4 検証立会人の住所及び氏名

- 5 検証の目的

- 6 検証結果

- 7 その他参考事項

長公委（留）第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

長崎県公安委員会 印

執 行 停 止 通 知 書

再審査の申請に係る処分について、次のとおり執行停止したので通知します。

- 1 再審査の申請の要旨
- 2 再審査の申請に係る処分
- 3 執行停止の内容
- 4 執行停止の期間

長公委（留）第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

長崎県公安委員会 印

執 行 停 止 取 消 書

再審査の申請に係る処分について、次のとおり執行停止を取り消したので通知します。

- 1 再審査の申請の要旨
- 2 再審査の申請人の住所、氏名
- 3 再審査の申請に係る処分
- 4 執行停止の期間
- 5 執行停止を取り消した理由

長崎県公安委員会指令第 号
年 月 日

住所
氏名

殿

長崎県公安委員会 印

裁 決 書

年 月 日付けで申請があったあなたの再審査の申請については、次のとおり裁決します。

1 主文

2 再審査の申請の趣旨及び理由

3 裁決の理由

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎県を被告として（当該訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎県を被告として（当該訴訟において長崎県を代表とする者は長崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
氏名又は名称 ㊟

年齢 歳

再 審 査 申 請 取 下 書

私は、このたび次の理由により再審査の申請を取り下げます。

1 取り下げる再審査の申請

2 取下げの理由

事 実 の 申 告 書

年 月 日 長崎県公安委員会 殿 住所又は留置中の留置施設が置かれる警察署名 氏名 印 年齢 歳 私は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項に基づいて、次のとおり事実の申告をします。	
申告に係る事実	
上記事実があった日	年 月 日
留置業務管理者の教示の有無及びその内容	
通知を受けた年月日	年 月 日

長公委（留）第 号
年 月 日

氏名 殿

長崎県公安委員会 印

通 知 書

あなたの事実の申告については、次のとおり通知します。

1 確認年月日

2 確認結果

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

留置施設の置かれる警察本部
又は警察署の名称

氏名
年齢 歳

事 実 の 申 告 取 下 書

私は、このたび次の理由により事実の申告を取り下げます。

1 取り下げる事実の申告

2 取下げの理由